

琉球大学学術リポジトリ

琉球と日本本土の遷移地域としてのトカラ列島の歴史的 位置づけをめぐる総合的研究

メタデータ	言語: 出版者: 高良倉吉 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): トカラ列島, 琉球, 十島村, 中之島, 奄美 キーワード (En): Tokara Islands, Ryukyuan, Toshima village, Nakanosima island, Amami Islands 作成者: 高良, 倉吉, 山里, 純一, 池田 栄史, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 真栄平, 房明, 豊見山, 和行, 鈴木, 寛之, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Junichi, Ikeda, Yoshifumi, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Maehira, Fusaaki, Tomiyama, Kazuyuki, Suzuki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9008

琉薩関係におけるトカラ

—海上交通の形態とその変遷—

高 良 由 加 利

はじめに

トカラ¹は近世、清朝に対して琉薩関係の隠蔽を図るために、島津氏によって虚構の通交媒体「トカラ」を創出されたことで知られる。民俗学や地理学分野におけるトカラに関する研究の蓄積に比べ、歴史学分野におけるそれは少ない。近世期の「七島郡司」に着目して琉薩関係の隠蔽を考察した紙屋敦之氏をはじめとして²、歴史分野におけるトカラに関する先行研究の多くは、隠蔽政策に用いられた「虚構としてのトカラ」に注目しており、「実体としてのトカラ」の具体的な海上活動については、徳永和喜氏や真栄平房昭氏によるトカラ海域史の研究などによって近年注目されつつあるとはいえ、まだ手薄な状態にあるといえる³。そこで本稿では、中・近世を通じて琉球・薩摩の狭間にあったトカラが、両者の関係のなかでいかなる変遷を辿っていったのかを考察したい。

本稿では琉薩関係を隠蔽する手段として「トカラ」という語句が使用される以前の「実体としてのトカラ」と、琉球・薩摩との関係をふまえ、虚構としての「トカラ」の発生と琉球社会における隠蔽政策の受容を考える。またそれだけにとどまらず、隠蔽政策下におけるトカラの琉薩間の海上交通への関わり方も考察していきたい。

1. 薩摩侵入とトカラ

(1) 薩摩侵入以前のトカラ

トカラ列島は大隅諸島と奄美諸島の間に位置する北東から南西方向へ約 180km の海域に並ぶ、総面積約 87.54 平方 km の列島を指す名称であり、15 世紀以降の史料では同地域を指す言葉として「七島」という名称が登場してくることが多い。時代は遡り 7 世紀終わ

¹ トカラは列島全体をさす用語であり、中世・近世の史料では主に七島の名で登場する。トカラの同義語として宝島もあげられるが、宝島というのは一つの島名としても存在しており、全体あるいは個の島を指すという二重の性格を有している。トカラは「度佳喇」「土喝喇」など多様な表記も存在するが、ここでは便宜上「トカラ」とカタカナの表記を用いる。

² 紙屋敦之「七島郡司考—明清交替と琉球支配—」(『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房 1990) など。

³ 真栄平房昭「トカラ列島海域史の視点—海上交通と異国船来航をめぐる—」(『東北学 vol.5』東北芸術工科大学 2001)、徳永和喜「トカラ列島、その海洋文化」(『東北学 vol.6』東北芸術工科大学 2002)。

りには、「南島」という名称でもって表されることが『続日本紀』に窺える⁴。しかしこの「南島」という名称がどのような範囲までを指すのかは不明で、また現在の歴史用語としての用法にも混乱が見られるものであるため⁵、トカラ列島を語るときの用語としても疑問が残る言葉であるといえる。平安時代後期以降からは「おく七島」といったかたちでトカラ列島が形容されているが、これは「口五島」とあわせて「十二島」とも表現される。「口五島」のうち、三島はトカラ列島の最北端にあたる口之島のさらに北方にある硫黄島・竹島・黒島（以上現三島村）にほぼ確定しているものの、残りの二島については口永良部島・屋久島とするものと⁶、宇治群島・草垣群島とするものがある⁷。ここで二島の比定についてはふれませんが、十二島という地名は、1363（貞治 2・至正 23）年の「島津道鑑議状案」⁸に登場するのが最後で、その後は口五島と七島、または十島などというかたちで用いられるようになる。十二島という名称の登場と消失の背景について、永山修一氏は『新猿楽記』⁹に登場する「八郎の真人」の記事に着目し、「八郎の真人」が奄美近海以南でしか採取できない「ヤコウ貝」＝夜久貝を交易品として扱っていることから、十二島が貴族を対象とした商行為の経由地であり、経済的権益をもつ名称ではないかと指摘している¹⁰。この見解に従うならば、十二島という名称が消失したということは、換言すれば十二島をとりまく経済的権益が 1360 年代には消えていったことを意味することになる。その後は「七島」の名称が専ら使用されるが、その背景には「八郎の真人」のような本土側の商人による交易ではなく、地元のトカラ出身者が交易に従事するようになったためと考えられる。「十二島」呼称の消失と「七島」の登場は、トカラ出身者以外の手による経済的権益の消失を意味しているのではないか。

1360 年代から約 60 年後のトカラの状況は、『平田甚吉氏家系図（宝島）』より窺うことができる¹¹。

宗秀——宗貞——宗重

永享年間中頃渡琉球国、持来珍布珍酒捧覽府、于時有御褒美、賜官兵衛尉名、自是有琉球通船、宝品年々至覽府、云々其口從覽府、琉球通船之初案内役宗重父子

⁴ 黒板勝美・國史大系編集會編『続日本紀 前編』吉川弘文館 1985 参照。

⁵ 高良倉吉『琉球王国史の課題』ひるぎ社 1989、p12 参照。

⁶ 永山修一「古代・中世における薩摩・南島間の交流—夜久貝の道と十二島」(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』山川出版社 1997 所収)、p146、p147 参照。

⁷ 村井章介「中世国家の境界と琉球・蝦夷」(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』山川出版社 1997 所収)、p116、p117 参照。

⁸ 「島津家文書」(『大日本古文書家分け 十六ノ一』東京大学出版会 1942)、p96 参照。

⁹ 藤原明衡著・川口久雄訳『新猿楽記』平凡社 1983・p279 参照。

¹⁰ 永山修一「古代・中世における薩摩・南島間の交流—夜久貝の道と十二島」(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』山川出版社 1997 所収)p148 参照。

¹¹ 十島村誌編集委員会編『十島村誌』十島村 1995、p566 参照。本家系図は近世に編纂されたものである。

勉之也

家系図には、永享年間（1429-1441）中に平田氏が琉球へ出向き、購入した「珍布・珍酒」を薩摩・島津氏に献上し、以後、琉球から年々「宝品」をもたらしたことが記されている。ここから少なくとも永享年間頃よりトカラ出身者が琉薩間を往来していたということがわかる。史料中の「珍布珍酒」「宝品」とは何か。これらの品々をもたらした永享年間といえば、琉球で尚巴志が三山を統一し、琉球王国が成立した時期であり、また島津氏は室町将軍・公家に対して「唐物」を積極的に進上していた 15～16 世紀の時期とも重なる¹²。

島津氏の「唐物」は琉球ルートで入手していたことが知られるが、平田氏が琉球から島津氏へもたらした「宝物」はこの「唐物」ではないだろうか。トカラ船は島津氏の「唐物」調達を担う一勢力だったと考えられる。また琉球王国の成立は、島津氏やトカラ勢力と通交する、より統一かつ明確な主体が誕生したことを意味する。平田氏の家系図は近世期に編纂されたものだが、15 世紀当時の琉薩間における状況と矛盾するものではなく、ある程度信用できるものと考えられる。

15 世紀後半に入って、トカラ船は琉薩間において交易活動だけではなく、新たな役割も担ったことが史料からわかる。1578（天正 6・万暦 6）年の琉球三司官から鹿児島奉行へ送られた書状は、島津氏の日向制覇を伝え聞いた琉球が薩摩に使者を派遣し祝いを述べたものだが、日向制覇の情報を琉球へ伝えたのは「七島船」つまりトカラの船であった¹³。福建布政司より琉球国へ 1599（慶長 4・万暦 27）年に出された咨文には、関白秀吉死亡の情報が七島の船によって琉球へ伝えられたことが記されている¹⁴。16 世紀にはトカラの船は交易に従事するだけでなく、同時に琉球への情報伝達の役割を担っていたことが窺える。

ところで当該期の社会状況として忘れてはならないのは、海上における倭寇の存在である。16 世紀には日本人の鶴屋将監に拉致された中国福建の被虜人がトカラ口之島に連行され、のちに琉球の久米村に送られたという事例が確認されており¹⁵、トカラを拠点とした交易は琉薩二地域間だけでなく、広く環東シナ海の海域世界に広がる活動であったことを考慮しておく必要がある。

琉薩間の交易活動に従事すると同時に情報伝達も行うトカラの性格は、島津氏の薩摩侵

¹² 関周一「唐物の流通と消費」（桜井英治編『国立民俗博物館研究報告』92 国立民俗博物館 2002）、p87 参照。なお関氏のいう「唐物」とは、東南アジアの物産も含め「中国大陸・朝鮮半島・琉球などからの輸入品」である。

¹³ 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 薩藩旧記雑録』後編一 1981、p540、967 号文書参照。

¹⁴ 沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』訳注本第 1 冊沖縄教育委員会 1994、p244、1-07-06 参照。

¹⁵ 真栄平房昭「トカラ列島海域史の視点—海上交通と異国船来航をめぐって」（『東北学 vol.5』東北芸術工科大学 2001）、p177 参照。

入前後にもみることができる。

薩州太守公留之日、我欲伐琉球爾須引我兵船、以抵球国乎、〔中略〕助春固辞不従、亦修密書託之於島一岐助、寄送法司馬良弼（名護親方良豊）、以薩摩將伐我国之事悉細知会

これは『球陽』附卷1（1745年編纂）¹⁶、1604（慶長9・万暦32）年の記事である。これによると、琉球征伐が薩摩で決定された際、助春はそれに従わず、密書を一岐助という者に渡して事の詳細を馬良弼へ知らせたという。『牛氏家譜』（那覇市歴史資料室蔵）には「密書を口之島壱岐助に托して馬氏名護親方良豊に寄せた」とあり、情報伝達にトカラの者が関与していたということがわかる。また『新参鄭姓家譜』口伝¹⁷には、壱岐助が持参した鉄類を買い取ってくれた王府に恩を感じ、後に島津氏の琉球侵攻の企てを知った時に琉球へ渡船して詳細を報告したとあり、『球陽』の記述にある、島津氏の動向を琉球側に通報した「一岐助」は、トカラ口之島の「壱岐助」であったことがわかる。また以下の『新参鄭姓家譜』¹⁸から、一岐助はその後琉球に滞在し、琉球の女性との間に二子をもうけ、以後彼の子孫は琉球で士族として定着したことが明らかになる。

新参鄭姓家譜 正統

紀錄

新参一世重時 照喜名親雲上

童名真牛 唐名鄭明恵 行一崇禎八年乙亥二月二十日生

父、七島の内、口の島の住人松本壱岐重次 生日忌日不伝

母、李氏船越子喜元の女武樽金 萬暦三十九年戊五月十三日生、康熙二十二年癸亥六月七日死

寿七十三、号は妙信

妹真満 崇禎十三年庚辰十一月八日生、習氏小峯親雲上幸教に嫁す。劉氏・勢理客親雲上宗安に再嫁す。康熙二十年辛酉六月二十九日死。凶年四十二。号は明林。

琉球における家譜は王府の公的文書であり、記載内容も編纂段階で一定の根拠をもとに作成された文書であるので¹⁹、南九州と琉球を往来していた七島の壱岐助が17世紀頃に琉球を拠点としていたことは確かだと考えられる。

¹⁶ 球陽研究会編『球陽』附卷1原文編 角川書店 1974、p582 参照。

¹⁷ 『新参鄭姓家譜』（那覇市歴史資料室蔵）参照。

¹⁸ 同註 8『新参鄭姓家譜』（那覇市歴史資料室蔵）参照。

¹⁹ 田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社 1992。

(2) 島津氏の琉球侵入とトカラ

島津氏の琉球侵入の情報を琉球に伝えたトカラの者がいた一方、侵入の際に案内人として活動した者も存在した。琉球侵入の様子を伝える史料は「喜安日記」²⁰、「琉球渡海日々記」²¹等があるが、ここでは特にトカラに関する記述の多い「琉球入ノ記」を中心にみていく²²。

島津氏の琉球侵入前の琉球は「常ニ諸廻船賣商場ニ而、唐土異國之小嶋、日本國之商人、或ハ鹿兒嶋坊津・山川・七嶋中之諸船頭琉米積登候」と、様々な地域の商人が行き交う活発な商売の地として描かれている。当時、「七嶋」には「弐拾四人棟梁」とよばれる集団があり、手下を従え琉球と薩摩を往来していたという。彼らは琉球の要請もあって銀を貸し付けていたが、琉球からの返済が滞ったことから関係がこじれてしまい、それが薩摩の琉球侵入に参加するきっかけとなったことを「琉球入ノ記」は伝える。史料にはトカラの船頭が単なる案内人としての姿だけでなく、戦闘行為にも参加している姿もみることができる。「七嶋頭立の内吉兵衛・彦九郎・早左衛門・助四郎・仙太夫假名、小松兄弟五人之内吉兵衛事戦死仕候」とあり、また『旧記雑録』にも1609（慶長14・万暦37）年4月3日に七島船頭の小松彦九郎が志岐那（識名）で戦死したことが記されている²³。琉球の降伏後、トカラはその戦功をかわれて「川邊郡壺人ニ付知行高三百石宛」を下されたという²⁴。

以上のように、琉球侵入時におけるトカラ衆は、島津氏に協力して琉球への侵攻に加担する者もいたことが確認できる。その意味では、トカラ全体が統一的な組織でもって掌握されているようなことはなかったと推察される。このように考えると、「琉球入ノ記」に登場する「弐拾四人棟梁」も、トカラ全体を掌握していた集団というよりも、トカラを拠点とした有力な交易集団のようなものと捉える方が妥当である。

また同時期のトカラ周辺の島々における島津氏の琉球侵攻による影響はどのようなものであったか。その一例として種子島に注目しよう。島主の種子島氏は島津侵入以前、16世紀頃にはすでに琉球と独自の交易関係を結んでいたことがわかる²⁵。しかし戦国時代から島津氏に臣従していたこともあり、種子島氏は琉球侵攻の際には島津軍として参戦を余儀なくされた。

²⁰ 『那覇市史 資料編』第1巻2 那覇市役所 1970 参照。

²¹ 同註 20『那覇市史 資料編』第1巻2 那覇市役所 1970 参照。

²² 「琉球入ノ記」は同時代史料ではなく、「喜安日記」「琉球渡海日々記」からは確認できない事柄も含まれている場合もある。例えば七島船頭が運天からの侵攻を進言したり謝名を捕らえたりしたという記述がそれにあたる。内容が「随分すりかえ」（名瀬市誌編集委員会『名瀬市誌』名瀬市役所 1968、p268）られていると評するものもあることを述べておく。

²³ 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 薩藩旧記雑録』後編四（巻64）、1984、p216、561号文書参照。

²⁴ 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 薩藩旧記雑録』後編四 1984、p252「琉球入ノ記」、659号文書参照。

²⁵ 原口泉「島津氏の琉球侵攻について」『鹿児島大学人文科学論集』38 1993、「種子島家譜」（鹿児島県歴史資料センター黎明館『旧記雑録拾遺家わけ四』鹿児島県 1994）p29、p30 参照。

結局、種子島氏は種子島六郎右衛門を頭として数十名の軍勢を送るが、当地での六郎右衛門は、彼を任命した種子島久時の意に背いて行動したらしく、後に久時によって処罰されている²⁶。この背景について原口泉氏は「古来琉球と深く交流してきた種子島家中の武士たちは、戦闘の前線に立たされたにもかかわらず、戦意があがらなかったのではないだろうか」と述べ、琉球侵攻は「薩摩藩への忠誠を示す踏絵のような試練であった」としている²⁷。琉球侵攻に参加することは、島津氏への完全な従属を意味していた。その点でいえば、種子島もトカラも共通して琉球侵攻以前に島津氏の完全な支配下にあったわけではなく、島津・琉球側どちらについてもおかしくない状況にあったということである。南の海上交通を掌握したい島津氏にとって、琉球侵攻は琉球の攻略だけが目的ではなく、完全に掌握しきれてはいない南九州の海上勢力を、琉球侵攻に参加させることで従属させることも目的にあったと思われる。

侵攻以後、琉球は薩摩藩の支配を受け、同時にトカラは琉球への渡海を次第に制限されていく。1632（寛永9・崇禎5）年の「覚」の「一、七島中銀子持渡衆江可被成御借銀候御談合ニ而候、右之衆其地江罷居候者、堅可被仰付候、書物別紙ニ候事、但、御借銀方於難溢申者、已來本琉球江遣間敷事」という条文も²⁸、琉球貿易を完全な支配下におくだけでなく、さらにトカラの海上勢力の動きをも制約し従属させていく段階的処理のひとつとみることができる。

2. 近世期の琉薩関係におけるトカラ

（1）琉薩関係の隠蔽とトカラ

薩摩侵入以後、琉球は薩摩の支配下におかれるが、両者の関係を隠蔽するようになったのは1644～45（天保元～2）年の明清交替以降であった。この時期の日本は、「鎖国」が完了し幕府の安定期に入っており、明を倒し建国したばかりの清との衝突はぜひとも避けるべき問題であった。そこに隠蔽政策を生み出した理由が求められることは上原兼善氏や紙屋敦之氏が明らかにしている²⁹。この隠蔽政策のなかで「トカラ」との交流が強調され琉薩関係は隠されることになるのだが、トカラがそうした役割を担わされたのは、琉球から薩摩に至るまでの海上航路に点在するという地理的な条件はもちろん、実際にトカラが琉薩間の往来を行っていたという歴史的な関係性も大きく関わっていた。

²⁶ 同註25 原口泉「島津氏の琉球侵攻について」『鹿兒島大学人文学科論集』38 1993、「種子島 家譜」（鹿兒島県歴史資料センター黎明館『旧記雑録拾遺家わけ四』鹿兒島県 1994）p57 参照。

²⁷ 同註25 原口泉「島津氏の琉球侵攻について」『鹿兒島大学人文学科論集』38 1993、p8 参照。

²⁸ 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 薩藩旧記雑録』後編五 1984 参照。

²⁹ 上原兼善「明清交替期における幕藩制国家の琉球支配」（箭内健二『鎖国日本と国際交流 上』吉川弘文館 1988）、紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房 1990 などを参照。

ここでは琉球で「虚構のトカラ」がどのように受容されていったのかをみていく。

1741年に奄美大島へ漂着した唐人（中国人）を送還するための諸連絡を交わした「大島より送参候漂着唐人滞在中日記」³⁰には、琉球は日本と全く関係を持っていないため物品に困ることがあるが、日本と交易を行っている宝島の商人が琉球に来て不足を補ってくれているとする、琉薩関係隠蔽の典型ともいべき論理が登場する。与古田親雲上・浦添親方が安慶名親方・小波津親雲上に宛てたこの書状には、しめの文言に「右宝島通融之次第、御存之程茂難知、自然間違之儀出来候而ハ不罷成儀候而、各為御落着可申越旨被仰付如斯ニ候」という一文が確認できる。それに対する二人の返書は以下のようなものであった。

- 一 宝人御当地通用之次第、私共存之程も不相知、自然、間違之儀有之候而者如何ニ被思召上由ニ而、委細被仰越趣承知仕候。右之儀ニ付而者、兼而冠船日記等見合罷下居候間、弥、其通大夫・通事へも申渡置候。

これによると、小波津親方・安慶名親雲上は隠蔽の論理を知らなかったことがわかる。つまり1741~42（寛保元~2・乾隆29~30）年段階の琉球側では、まだ隠語としてのトカラの存在は周知のものとなっていなかったわけである。トカラが完全に日本の属島として位置づけられ、琉薩関係を隠蔽する用語として確立したのは1719（享保4・康熙58）年であるということは先行研究で明らかにされているが³¹、先に挙げた書状からは、隠蔽が実行される現場において必ずしもその論理が浸透していたとは限らなかったことが窺える。

この書状には「一大和船頭并水主之者共、猥ニ村中為致徘徊候而ハ、唐人共心得違茂可有之哉与存知候付、藤兵衛殿・四郎右衛門殿御相談之上、堅禁止申渡置候。」という文言もみられ、琉薩双方の隠蔽への協力体制を垣間見ることができる。ちなみに1725（享保10・雍正3）年成立の『中山世譜』には「本国孤立、国用復欠、幸有日本属島、度佳喇商民、至国貿易、往来不絶、本国亦得頼度佳喇、以備国用、而国復安然、故国人、称度佳喇、曰宝島」とあることから、トカラを用いた隠蔽が琉球側で認識されていたということは確実である。これとあわせて考えると、琉球側の役人の隠蔽に対する認識はそれほど早くから発生したものではなかったといえよう。

このような隠蔽について、具体的かつ体系的にまとめた初めての史料が『旅行心得之條々』である。この史料にはトカラを用いる隠蔽の論理が問答形式でつづられており、第一部は上国する役人と両先島在番へ、第二部は第一部が定められた年から6年後の1759（宝暦9・乾隆24）年に渡唐役をはじめ全ての役人が心得るべきものとして布達された。表紙には「帰帆早速返上可被致候」とあり、船内にこの冊子を持ち込んでいたことが窺える。『旅行心得之條々』成立をもって、琉球の役人らの間に「虚構のトカラ」の存在が広く

³⁰ 評定所文書編集委員会〔編〕『琉球王国評定所文書』第1巻参照。

³¹ 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房1990、p261参照。

認識されるようになったと思われる。

ところで、先にあげた「大島より送参候漂着唐人滞在中日記」に登場する、大島で漂着した唐人らを琉球に送ったのは中之島幸〔孝〕左衛門の船であった。琉薩関係を隠蔽するためにトカラを用いていながらも、実際の船頭もトカラの者であり、一概に「虚構」と言いきれないという点で興味深い史料といえる。

この隠蔽のやり方も、場所をうつすと全く違っていたことがフォルカード著『幕末日仏交流記 フォルカード神父の琉球日記』（1844年）にみることができる。フォルカードは琉球に滞在していた宣教師であるが、その彼が帰国の途につき長崎で停泊した時のことである。彼は日本人たちに名前を尋ねられると同時に、尋ねた彼らが琉球の事情をよく知っている風であることに気付く。そこでフォルカードが「琉球はあなた方の属国なのか」と尋ねたところ、何人かがすぐに「そうだ。そうだ」と答えたという。

ここからは琉薩間の関係を対外的に隠蔽するということはみられない。隠蔽政策があくまで琉薩間で布達されていたことの表れと思われる。

（2）大和船からみるトカラ

薩摩侵入後、薩摩以南の海域世界は島津氏によってその権力下に包摂されていくこととなる。島津氏にとっての海域世界の「秩序化」は、トカラにとっては自由な交易活動の封鎖を意味していた。その中でトカラの海上交通への関わりは固定化されていき、大和船の船頭や水主として琉薩間を行き来するようになっていく。この大和船の船頭や水主は、日本と琉球のルートを独占し、海上輸送による運賃や現地に赴いての生活物資販売などで利を得ていた³²。それだけではなく、ウコンや黒糖といった琉球の専売品を薩摩藩で販売するなど、いわゆる特権商人的な性質も持ち合わせていた³³。ここでは大和船のなかでもトカラの船頭・水主に焦点をあてて、彼らの性格を新たに考えていきたい。

次の史料は『琉球館文書』からの抜粋である。

正徳元卯年使者乗船中之嶋之栄右衛門船那覇川出帆仕候処、逆風ニ逢致打荷中途より乗戻致破船、右之首尾方御規模ニ委相見得不申候付、御当地江及御伺候処、出物并琉球方蔵方打捨候付而者、船頭水主自物取揚候分者於琉球壳払代銀差上せ出物方江上納被仰付渡、餘分者琉球方差引ニ被仰付候、

この記事は、1711（正徳元・康熙 50）年に中之島の栄右衛門船が那覇へ訪れた際のものである。栄右衛門船は、薩摩藩の使者をのせ上納品を積載していたようであるが、途中

³² 那覇市史企画部振興課『那覇市史 通史篇』第1巻(前近代史)那覇市役所 1985、p373 参照。

³³ 仲地哲夫「薩摩支配における特権商人の役割」（『沖繩歴史研究』10 沖繩歴史研究会 1973 所収）、p30 参照。

で逆風にあい、船の荷物を捨ててまた那覇へ戻ってきたようである。結局これは船頭・水主らの荷を琉球で売り払うことで、打ち捨てた琉球側の荷を弁償する形になったのだが、「使者乗船」との文言からわかるとおり、荷物だけでなく人の運送にも携わっていたことが窺える。

また 1754 (宝暦 4・乾隆 19) 年の書状には、「二十年以前諏訪之瀬嶋之船頭江大和附役より焼酎相頼差上せ筈ニ而積入置候」とあり、トカラ諏訪之瀬島の船頭が焼酎を運送していたことがわかる³⁴。酒に関しては、1683 (天和 3・康熙 22) 年の汪楫『使琉球雜録』に「土噶喇酒」という名の酒が、そして 1756 (宝暦 6・乾隆 21) 年の周煌『琉球国志略』に「土噶喇の醇酒」という名が登場する³⁵。こうした名称発生の背景のひとつに、トカラ船頭による焼酎運搬の姿があったのかもしれない。

薩摩藩の船頭・水主の琉球における商行為は農民の生活逼迫につながり、17 世紀後半頃になるとたびたび彼らの商売やその他の活動を統制する法令が出されるようになる。それら法令からは、船頭・水主の動きを統制する側であるべき在番奉行も商行為をはたらいっていたこともわかる³⁶。こうした商行為の統制にあたっては、島津氏も首里王府も躍起になっていたようであるが、1753 (宝暦 3・乾隆 18) 年には、逆にその取締が強化されすぎて船頭・水主らが迷惑を被り、年貢運送も滞ってしまいかねない事態が発生していた³⁷。

当島運漕大和船之儀、前方者少々ツ、御物外ニ商売等も有之、船頭・水主共ニも少々之勝手を好、忠船之功を以願出、願之通被仰付被下候所、近年者前方相替商売等も漸々与有少ク成立候処、至此頃猶又商売并大和人木屋立入候迄差留置候段、商売一忽ん無之、船頭・水主及迷惑由候間、御物さへ不相滞年柄ニ而候ハ、前々之通り商売方并大和人木屋立入候儀差免候様ニ与、御附衆甚和地源助殿、御筆者牧新助殿より御問合有之候間、別紙之通御返答仕候、此段御問合申上候、以上

未五月十八日

八重山島

頭三人

在番筆者式人

在番

「 返答

本文大和人方江之問合書取添可被越候紙面承届候、商売方之儀、何様所中障不罷成候ハ、跡々之通可被申渡候、以上

³⁴ 『琉球館文書』(『那覇市史 資料篇』第 1 巻 2 所収) 参照。

³⁵ 萩尾俊章「沖縄における神酒と泡盛の諸相」(沖縄県立博物館編『沖縄県立博物館紀要』第 18 号 1992 所収)、p6 参照。

³⁶ 同註 31 那覇市企画部文化振興課『那覇市史 通史篇』第 1 巻(前近代史)那覇市役所 1985、p371-373 参照。

³⁷ 石垣市総務部市史編集室編『石垣市史叢書 9 八重山参遣状抜書 下』1995 石垣市役所、167 号文書参照。

九月十七日

」

船頭・水主らの商売再開の願いが無事通ったところをみると、大和船頭・水主の存在は琉球・薩摩にとって大きなものだったのであろう。これらのことを考えると、島津氏による海域世界の「秩序化」は、薩摩侵入以後もそう簡単にはいかなかったと思われる。「商売一忽ん無之、船頭・水主及迷惑由候間、御物さへ不相滞年柄ニ而候」という文言からは、彼らが運送によって得られる運賃よりも、交易の利益のほうにより大きな魅力を感じていたことが窺える。

上記の史料は八重山島の書状であるが、同じ場所を舞台としてトカラ出身の水主を次の史料にみることができる³⁸。

去年御米漕大和船水主口之島喜納本船逢大風行衛相知不申ニ付、馬艦船主大城筑登之親雲上船江相賦乗せ付為致出船候処、唐江漂着之由、致承知存外之仕合御座候、右之御届申上候以上

卯四月五日

在番衆

御鎖之側御方

トカラ口之島の船頭喜納が八重山島に漂着してしまったため、沖縄本島へ行く馬艦船にのせて出発したところ、その馬艦船が今度は中国へ漂着してしまい、大変予想外の事態となってしまった、という内容のものである。1771（明和8・乾隆36）年という琉薩関係の隠蔽を行っている時期と重なる。漂着した現地では、『旅行心得之條々』のような隠蔽のマニュアル本にそった対応がとられていたかもしれないが、この八重山島に漂着した船頭喜納も、前述した例に違わず琉球で商売を行っていたことは容易に推測される。薩摩侵入以後、海域世界の「秩序化」が図られたとはいえ、商活動の度重なる統制にあらわれているように、船頭・水主の商行為がおさまることはなかった。これをふまえると、「秩序化」された海域世界も、トカラや薩摩出身の船頭にとっては以前の海域世界と極端な変化はなかったのではないか。トカラの船頭に限定していえば、薩摩侵入以前に行っていた琉薩間での商活動の形態が根底にあった上で、「秩序化」された海域世界では新たに特権商人的な性格が加わったと考えるほうが妥当なのではないだろうか。薩摩侵入以後、大きな損失を被ったのは琉球貿易から排除された薩摩出身以外の商人たちであり、貿易に従事し続けることのできた船頭・水主は、海上交通への関わりが固定化されたとはいえ、実質的な変化はそれほど大きくはなかったのではないかと考える。

³⁸ 『大波寄揚候次第』(1771(明和8・乾隆36))参照。

おわりに

以上、琉薩関係における「実体のトカラ」に着目しながら 14 世紀頃から 18 世紀頃までを中心にみてきた。本論では次のような見解を述べた。

1 つ目に、15 世紀前半に登場する家系図を根拠として、トカラが海上交易に参画していたことが十二島という地域名称消失につながったのではないかということ、2 つ目に島津氏が唐物を室町将軍・公家に対して進上した 15～16 世紀という時期と宝島平田氏の接触時期が重なっており、平田氏がもたらしたものが「唐物」であったと考えられること、3 つ目に、トカラには薩摩侵入の際に島津氏に協力する者もあれば琉球に加担する者もあり、その意味で二面性を有していたこと、4 つ目に「虚構としてのトカラ」が琉球で一般的に認識されるようになったのは、それが考え出された明清交替の時期から 1 世紀半近く後になってからのことだったこと、そして最後に、「秩序化」された海域世界での通交は、海上交通への関わり方としては制限が加えられたものの、トカラの船頭にとっては薩摩侵入以前から続く商活動の延長線上に位置するものと考えたほうがよいのではないかということ述べた。

これら 5 点をふまえると、トカラの隠蔽政策下における琉薩間の海上交通への関わり方は、大和船の船頭・水主という地位に固定されるものの、それまでに形作られてきた性質をうまく「秩序化」された海域世界内で応用したのと同じと考えることができる。

トカラの船頭が大和船の船頭・水主として海上交通に携わっていったことは、島津氏による海上勢力の掌握のあらわれであるとともに、トカラの船頭の「秩序化」された海域世界内での最も動きやすい形態に適応した結果であるといえよう。

【付記】

本稿は、2002 年度提出卒業論文と 2003 年度沖縄文化協会公開研究発表会における発表レジュメをもとに加筆・修正を加えたものである。なお、七島関係の琉球家譜については上里隆史氏にご教示をいただいた。

今回、高良倉吉先生をはじめ多くの先生方のご厚意により、数度にわたって調査に参加させていただけたことに深く感謝を申し上げたい。また 2003 年 11 月の鹿児島・屋久島調査において、鹿児島県歴史資料調査史料室室長徳永和喜氏と学芸課企画資料係長川野和昭氏に大変お世話になった。記して謝意を申し上げたい。

【参考／引用文献一覧】

- 石垣市総務部市史編集室編 1995『石垣市史叢書9 八重山参遣状抜書 下』石垣市役所
- 上原兼善 1988「明清交替期における幕藩制国家の琉球支配」(箭内健二編『鎖国日本と国際交流』上 吉川弘文館)
- 上原兼善 2001『幕藩制形成期の琉球支配』吉川弘文館
- 沖縄教育委員会 1994『歴代法案』訳注本第1冊、沖縄教育委員会
- 鹿児島県維新史料編さん所編 1981『鹿児島県史料 旧記雑録』後編一、鹿児島県維新史料編さん所
- 鹿児島県維新史料編さん所編 1982『鹿児島県史料 旧記雑録』後編四鹿児島県維新史料編さん所
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編 1984『鹿児島県史料 旧記雑録』後編五、鹿児島県歴史資料センター黎明館編 1994「種子島家譜」(『旧記雑録拾遺家わけ四』鹿児島県)
- 紙屋敦之 1990『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房
- 紙屋敦之 1997『大君外交と東アジア』吉川弘文館
- 関周一 2002「唐物の流通と消費」(桜井英治編『国立民俗博物館研究報告』92 国立民俗博物館)
- 総務部市史編集室編 1970「琉球渡海日々記」(『那覇市史 資料編』第1巻2 那覇市役所)
- 総務部市史編集室編 1970「琉球館文書」(『那覇市史 資料篇』第1巻2 那覇市役所)
- 総務部市史編集室編 1970「喜安日記」(『那覇市史 資料篇』第1巻2 那覇市役所)
- 総務部市史編集室編 1977 汪楫「使琉球雑録」(『那覇市史 資料篇』第1巻3 那覇市役所)
- 十島村誌編集委員会 1995『十島村誌』十島村
- 高良倉吉 1989『琉球王国史の課題』ひるぎ社
- 田名真之 1992『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社
- 鄭秉哲〔等〕原編・球陽研究会編 1974『球陽』原文編・読み下し編 角川書店
- 徳永和喜 2002「トカラ列島、その海洋文化」(『東北学 vol.6』東北芸術工科大学)
- 豊川家文書『大波寄揚候次第』
- 永山修一 1997「古代・中世における薩摩・南島間の交流一夜久貝の道と十二島」(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』山川出版社)
- 那覇市史編集室蔵『牛氏家譜』・『新参鄭姓家譜』
- 那覇市史企画部振興課 1985『那覇市史 通史篇』第1巻(前近代史) 那覇市役所
- 東恩名寛惇文庫 1759『旅行心得之條々』
- 評定所文書編集委員会編 1988「大島より送参候漂着唐人滞在中日記」(『琉球王国評定所文書』第一巻)
- 萩尾俊章 1992「沖縄における神酒と泡盛の諸相」(『沖縄県立博物館紀要』18 沖縄県立博物館)
- 原口泉 1993「島津氏の琉球侵攻について」(『鹿児島大学人文学科論集』38 鹿児島大学法文学部)

比嘉春潮 1971 「『旅行心得之條々』」(『蠹魚庵漫章』勁草書房)

真栄平房昭 2001 「トカラ列島海域史の視点—海上交通と異国船来航をめぐって」(『東北学 vol.5』東北芸術工科大学)

村井章介 1997 「中世国家の境界と琉球・蝦夷」(村井章介・佐藤信・吉田信之編『境界の日本史』山川出版社)

藤原明衡著・川口久雄訳 1983 『新猿楽記』平凡社

(たから ゆかり 琉球大学大学院生)